私たちが農産物の輸出をサポートします！

一般社団法人全国植物検疫協会（全植検協）では、農林水産省の委託を受けて輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備事業を実施しています。

輸出に取り組もうとする産地や流通・販売事業者などのみなさんの要望に応じて、

①植物検疫
②病害虫防除・栽培管理
③農薬の残留

等の各分野の専門家を派遣します（詳細は裏面）。

また、相談窓口を設置していますので、農産物の輸出を検討され、その手続き等でお困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。

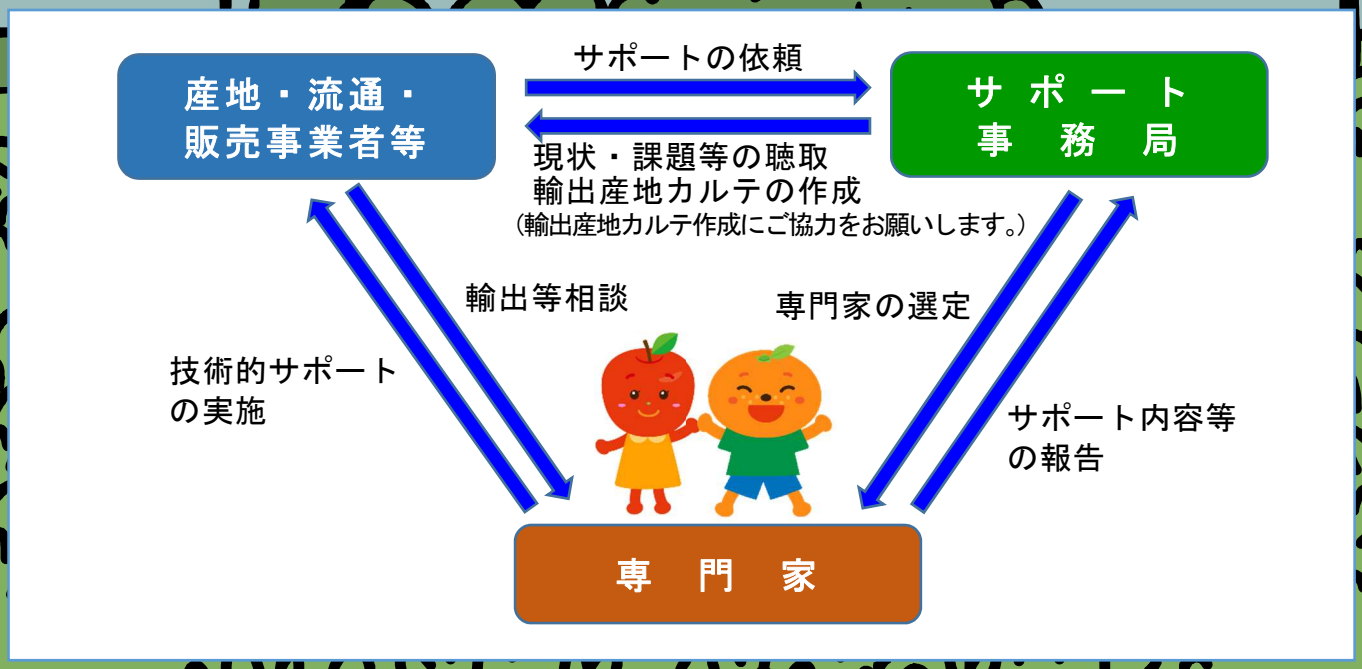

この事業は、農林水産省からの委託により実施していますので、相談や専門家派遣等に係る経費等は一切かかりません。

輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備事業の概要

（１）専門家体制を整備します

輸出に取り組む産地を技術的にサポートするため、サポート事務局（一般社団法人全国植物検疫協会（全植検協））に、①植物検疫、②病害虫防除・栽培管理、③農薬の残留等の専門家体制を整備しています。

（２）相談窓口を設置します

輸出に取り組もうとする産地や流通・販売業者などが電話、ファックス等で問い合わせができるよう相談窓口を設置しています。また、全植検協のホームページ上からも問い合わせが可能です。

（３）産地等の現状把握を実施します

産地等から輸出に関する意向、現状、課題等をお伺いし、相談の受付から実際に輸出されるまでの取り組みを「輸出産地カルテ」として記録し、産地等における取り組み状況を適切に把握します。

（４）専門家による技術的サポートを実施します

①現地サポート体制の構築

伺った課題に基づき、サポート事務局において、課題等を解決するために適した専門家を選定し、選定した専門家と具体的なサポート方針を検討した上で、現地の関係者を含めた現地サポート体制を構築します。

②技術的サポートの実施

サポート方針に基づき、専門家の現地派遣を中心として、栽培体系、農産物の生育状況、病害虫の発生状況等の産地の実態に応じた継続的な技術的サポートを実施します。

（５）商社等の貿易業者や通関業者、流通業者等の紹介の実施

輸出に取り組もうとする関係者に対して必要な紹介等によるサポートを実施します。

サポート事業の相談窓口

● 輸出先国の規制に対応するためのサポート事務局

一般社団法人全国植物検疫協会内

ＴＥＬ　070（1187）1520　　FAX　03（5294）1525

Email　support@zenshoku-kyo.or.jp

ＵＲＬ　http://www.zenshoku-kyo.or.jp/consultation/

住　所　〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-4-3 伊田ビル

● 各地域にも相談窓口を設置しています。　（2017年６月現在）

ブロック名	相談窓口		連絡先
北海道地区	（一社）釧路植物検疫協会内	（釧路市）	070 (1495) 7273
	小樽石狩植物検疫協会内	（小樽市）	070 (1548) 6147
	（一社）室苫植物検疫協会内	（苫小牧市）	070 (1359) 2925
東北地区	酒田植物検疫協会内	（酒田市）	070 (3176) 8427
関東地区	（一社）京葉地区植物検疫協会内	（千葉市）	070 (1373) 8077
北陸地区	伏木富山新港植物検疫協会内	（高岡市）	070 (1461) 5978
東海地区	東海地区植物検疫協会内	（名古屋市）	070 (1502) 9038
近畿地区	（一社）神戸植物検疫協会内	（神戸市）	070 (1186) 2975
	和歌山植物輸出入検疫協会内	（和歌山市）	070 (1403) 9276
中国地区	（一社）岡山県植物検疫協会内	（倉敷市）	070 (1398) 2752
	（一社）広島県東部植物検疫協会内	（福山市）	070 (1499) 7759
	（一社）広島植物検疫協会内	（広島市）	070 (1434) 4575
四国地区	（一社）香川県植物検疫協会内	（坂出市）	070 (1461) 6169
	（一社）高知県植物検疫協会内	（高知市）	070 (1410) 6814
九州地区	九州植物検疫協会内	（北九州市）	070 (1452) 6380
沖縄地区	沖縄植物検疫協会内	（浦添市）	070 (1556) 4312

※　相談窓口の対応時間は、月曜から金曜日（行政機関の休日を除く）の午前 10 時～午後 5 時までです。
各地域の相談窓口に電話が繋がらない場合は、サポート事務局に直接お問い合わせ下さい。